

2018年度 ふれあい館 事業計画（主に指定管理事業）

<概要>

地域福祉コミュニティの中心館として、「地域包括ケア」を進めていきます。川崎区桜本地域の町内会自治会や学校、商店街、街づくり協議会等地域団体、また当法人施設「桜本保育園」や介護保険事業所「ほっとライン」、地域の病院等と連携をすすめます。そして、乳幼児、小中学生、高校生、成人から高齢者まで「だれもがくらしやすい街づくり」をすすめるため、多種多様な事業をすすめていきます。その内、こどもの豊かな遊びの保障と安全な見守りを中心としたこども文化センター・わくわくプラザ事業も、その中核として安定した運営に努めます。

「困難な状況にある子ども・若者の居場所づくり、サポート」を進めていきます。火曜・木曜の中学生の学習サポート、水曜・土曜の外国につながる中学生の学習サポートなどを進めていくほか、第1・3・5土曜日の夜間は小学校の体育館をふれあい館で借り、中高生の体育館開放、地域の音楽イベントである桜本フェス、夏のキャンプ、ふれあい館付随事業としての市立川崎高校定時制での「ぼちっとカフェ」などを通じて、中高生の居場所づくりを進めていきます。「多文化共生の地域づくり」を進めていきます。「ふれあい館運営要綱」第3条、「川崎市多文化共生推進指針（2008年改訂）」にあるよう、川崎市、神奈川県における「多文化共生社会」社会の実現に向けた資料等の収集提供、啓発活動をすすめてきました。

川崎市全市を対象とした人権啓発に向けた「社会教育」講座の実施、学校教員を中心とする人権教育研修や、川崎市の学校に出前授業で行う「民族文化講師ふれあい事業」を今後も積極的に取り組んでいきます。

また、「川崎市子ども・子育て支援事業計画 子どもの未来応援プラン（略・支援事業計画）」基本目標Ⅰ「子どもの権利の尊重」推進項目（4）多文化共生の取組でふれあい館事業が挙げられています。戦前から暮らす在日コリアン高齢者をはじめとするすべての外国人市民、多文化家族、障がいがある人や高齢者などの生活課題を把握し、多様な事業をすすめていきます。特に在日コリアン高齢者の集いの場である「トラジの会」の運営、深刻な生活課題を抱える多文化家族支援、通訳翻訳バンクの運営、多言語情報発信事業や外国につながる子どもの学習サポート事業に取り組んでいきます。さらに、社会教育施設として、重点課題を中心としながら、差別のない共に生きることが出来る地域づくりの創造に向けて、地域住民や市民に学びの機会を提供していきます。

ホームページでのタイムリーな情報発信を強化します。

<各部門事業>わくわくプラザ及びふれあい館

1. こども部門事業

□ 行事及び日常プログラム（こども文化センター）

地域のこどもたちの出会いの場の創造／寄り添い型支援のプログラム化／中・高校生居場所作り

□ 集い（こども文化センター）

地域のこどもの遊び文化の創造／こどもたちの自主的・自覚的サークル活動の育成援助

□ わくわくプラザ事業（さくら小・大島小・東大島小）

3校での放課後生活支援を行ない、交流を通じて、あそびの活性化を図る。

□ 子育て支援キッズスペース事業（月・水・金）

地域子育て支援事業〔児童館型〕の委託事業と連動し、「子育て支援は保護者支援」という視点をふまえた実践力の強化 子育て中の親と子のネットワークづくりを援助する。

識字学級等にくる外国につながる保護者との関わりを大切にし、こどもの就学前教育について、さまざまな相談を受けながら、わかりやすい情報を発信し、交流事業を援助する。

□ 学校連携事業

民族文化講師のボランティア活動を育成援助し、コリア文化を始めとし、フィリピン文化、中国文化等を発信し、多文化教育への参加と人権教育の推進に寄与する。年間、約60校派遣予定。

2. 社会教育事業（川崎市教育委員会委託）

□川崎市ふれあい館条例に基づいた日本人と在日外国人の相互理解を深めるための講座、講演会の開催。

人権尊重学級、多文化交流学級、識字学級等講座11講座、講演会2回、社会教育研究集会の開催

3. 市民活動支援事業

□ 市民活動の育成、援助

公益性の高い市民活動を育成する。資料、情報を提供し、市民活動間のネットワークを結ぶ。

□ 貸室、貸備品

地域の文化学習などへの部屋、備品の貸し出し

□ 各地域団体、市民団体との協力事業

桜本保育園運動会への参加、さくら小学校運動会への協力、桜本中学文化祭への援助、桜本商店街「日本の祭」への参加、おおひん地区まちづくり協議会、春の祭の事務局、その他共生のネットワークを強く、広く結ぶために以下の事業を行う。

「ふれあい館だより」（月3,000部、地域及び学校、関係機関配布）の発行/インターネットによる情報発信の強化/研修会などへの講師派遣、見学応接/資料室の利用

4. 行政手続き相談事業 外国につながる市民を始めとして、保護者への各種行政手続き申請のお手伝い

5. 各種会合への参加協力

地域から情報発信するために、各種会合への出席要請に対して、積極的に協力する。